

B

ふるさとくまもと応援寄附金（NPO等支援分）

NPO等独自返礼品の贈呈について

熊本県が支援決定したNPO等（以下「被支援NPO等」といいます）に寄附がされた場合、熊本県から寄附者に対して返礼品を贈呈します。熊本県が現在贈呈している返礼品は1のとおりですが、被支援NPO等が希望される場合、2の要件を満たす返礼品（以下「独自返礼品」といいます）を贈呈することもできます。

独自返礼品の贈呈を希望する場合は、「登録申請書」等の提出時に3の書類を併せて提出してください。

1 熊本県が現在贈呈している返礼品 ※熊本県外居住者に限り贈呈

寄附金額に応じ、別添「感謝の品 一覧」等に掲載の返礼品を贈呈しています。

2 独自返礼品の贈呈について

(1) 要件

A 被支援NPO等が自ら生産・製造しているオリジナルの品物等を贈呈する場合、次の①～④のすべてを満たすこと

- ① 熊本県内で生産又は製造されていること
- ② 安定的に必要な数量が供給できること
- ③ 特に生ものは、賞味期限が長く、傷みにくいこと
- ④ 次のいずれかの金額以内（送料を除く）であること

・2,700円以内（寄附金額1万円以上3万円未満の寄附者に贈呈）

・7,000円以内（寄附金額3万円以上の寄附者に贈呈）

B 被支援NPO等が主催するイベントチケット等、役務を提供する場合、次の①～④のすべてを満たすこと

- ① 熊本県内で実施されるものであって、イベント等の主要な部分が被支援NPO等の事業に相当程度関連性があること
- ② 令和3年度中（令和4年3月31日まで）に実施が可能であること
- ③ 原則として、希望者をすべて受け入れることができること
- ④ 次のいずれかの金額以内（送料を除く）であること

・2,700円以内（寄附金額1万円以上3万円未満の寄附者に贈呈）

・7,000円以内（寄附金額3万円以上の寄附者に贈呈）

※ 寄附者のイベント等への参加に関する調整・案内等はすべて被支援NPO等で実施し、寄附者には十分な案内を付した紙媒体のクーポンを提供すること。

(2) 送料

返礼品の大きさ、送付方法に応じ、被支援NPO等と熊本県が協議のうえ送料単価を決定します。

(3) 契約

被支援NPO等と熊本県との間で、返礼品の内容及び単価、送付方法及び送料単価を定める契約(単価契約)を締結します。契約書のひな形は、別添のとおりです。

○契約保証金について

- ・契約の締結に際しては、熊本県会計規則第77条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めていただく必要があります。
例えば、単価2,700円の返礼品に関する契約を締結する場合、当該返礼品の贈呈希望者が年間50人あると仮定し、「(2,700円+送料)×50個×10%」に相当する金額を契約締結前に契約保証金として熊本県に納付いただきます。
- ・ただし、被支援NPO等が契約を履行しないおそれがないと認められ、かつ、契約を履行しない場合に契約保証金相当額の違約金を支払う旨を契約書で規定する場合は、契約保証金を免除することができます。
- ・契約保証金を納付いただいた場合は、業務完了後(令和4年4月)に返金いたします。
- ・契約保証金の納付の可否については、契約締結時に個別に決定させていただきます。

(4) スケジュール

| | |
|-------------------------------|--|
| 熊本県の被支援NPO等として決定された後(7月30日以後) | 熊本県税務課において(1)の要件を満たしているかどうかの審査を行い、満たしている場合、返礼品としての採用決定通知を行います。 |
| 8月18日まで | 被支援NPO等から熊本県税務課に、返礼品・送料に係る見積書提出 |
| 8月18日まで | 広報に使用する返礼品の写真(プロユース、jpegデータに限る)及び紹介文(100文字程度/wordファイルによる)を被支援NPO等から熊本県税務課に送付(電子メールに限る) |
| 8月31日まで | 被支援NPO等と熊本県とで契約を締結 ※条件は(3)のとおり |

(5) 返礼品の発注・発送等について(毎月の処理)

- ・毎月10日ごろ、前月分寄附者の「返礼品贈呈リスト(品名及び数量、贈呈先住所・氏名電話番号)」を、熊本県税務課から被支援NPO等に電子メールで送信します。
- ・被支援NPO等は、特段の事業がない限り、リストを受け取ってから2か月以内に返礼品の発送を完了してください。2か月以内に発送ができない場合はあらかじめ、被支援NPO等から寄附者に発送可能時期を電話等により連絡してください。
- ・返礼品の発送が完了したら、熊本県に「業務完了報告書」及び「請求書」を提出してください。
- ・「業務完了報告書」「請求書」の提出から概ね3週間程度で、熊本県から被支援NPO等に返礼品代金及び送料をお支払いします(銀行口座振込)。

※ 独自返礼品に関する寄附者からの問い合わせ・質問については、被支援NPO等で対応いただきますので、平日9時から17時までの間、連絡が取れる電話番号・メールアドレスの提供をお願いします。

※ 返礼品の欠品や内容変更が生じた場合は直ちに、熊本県税務課に連絡をお願いします。この場合、欠品等に関する寄附者への連絡は、被支援NPO等で行っていただきます。

3 独自返礼品の応募について

被支援NPO等申請の際、「独自返礼品申請書（A4判・カラー）」を返礼品1品につき1枚作成し、男女参画・協働推進課に提出してください。

※登録団体の応募時（第一次応募期間）に、独自返礼品の申請を行わない場合、令和3年度内の途中申請の受付は行いませんので御留意ください。

なお、次年度（令和4年度）以降に返礼品の贈呈を希望される場合は、随時「令和4年度独自返礼品希望調書」を提出してください。

4 本件に関するお問い合わせ先

熊本県総務部市町村・税務局税務課 税務企画班 担当：工藤・宮本

電話番号 096-333-2098（平日 8:30～17:00）

メールアドレス zeimu25@pref.kumamoto.lg.jp